

目 次

津市告示

認可地縁団体の告示事項の変更
認可地縁団体の告示事項の変更
認可地縁団体の告示事項の変更
津市共同浴場さくらゆの使用料の徴収事務の委託
市道路線の区域変更
市道路線の供用開始
津市美里保険センターの施設使用料の徴収事務の委託
指定避難所の指定の取消し及び新規指定
特定子ども・子育て支援施設の確認
私人への収納に関する事務の一部委託
認可地縁団体の告示事項の変更
放置自転車の撤去及び保管
認可地縁団体の告示事項の変更
認可地縁団体の告示事項の変更
認可地縁団体の告示事項の変更
認可地縁団体の告示事項の変更
認可地縁団体の告示事項の変更
公示送達

津市公告

条件付一般競争入札の執行
令和8年度津市営住宅補充入居者の公募
津市立三重短期大学生活科学科専任職員の公募
条件付一般競争入札の執行
官民連携による津駅周辺公共自転車等駐車場整備事業に係る企画競争の実施
地域計画の変更
津市電子図書館システム構築及び利用等業務プロポーザルの実施
津市津城跡VR・ARアプリ制作及び運用保守業務に係るプロポーザルの実施
開発行為に関する工事の完了
条件付一般競争入札の執行
津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業に係るプロポーザルの実施

津市上下水道事業公告

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行
建設工事等の条件付一般競争入札の執行

津市選挙管理委員会告示

津市選挙投票区の一部を改正する告示

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 1 3 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美里村告示第 2 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
北長野自治会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 4 月 1 9 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 3 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 0 年芸濃町告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 届出者
林町自治会
- 2 代表者の氏名及び住所の変更
- 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 4 月 1 9 日の定期総会において選任され、同月 2 0 日から就任することになったため。

津市告示第 1 3 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年芸濃町告示第 3 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

平林自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 4 月 5 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 3 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年 4 月 1 7 日法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 委託を受けた者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

有限会社浅井ビルクリーナー

(2) 住所又は事務所の所在地

三重県津市白山町二本木 3 3 6 8 番地 1

2 委託した公金事務に係る歳入等

さくらゆ使用料（共同浴場入浴料金）

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 8 年 4 月 3 0 日

4 委託した日

令和 8 年 4 月 3 0 日

5 委託期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 3 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

路線名 5 2 6 0 片田田中井戸町第 2 号線

道路の区域

区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市片田井戸町字樋ノ詰 9 5 3 番 2 地先から 津市片田井戸町字下田植 7 9 9 番 4 地先まで	旧	3.0～ 3.9	192.0
津市片田井戸町字樋ノ詰 9 5 3 番 2 地先から 津市片田井戸町字下田植 7 9 9 番 4 地先まで	新	6.5～ 10.5	192.0

路線名 5 4 2 7 片田井戸町第 6 号線

道路の区域

区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市片田井戸町字柚ノ木 8 4 0 番地先から 津市片田井戸町字柚ノ木 8 4 5 番地先まで	旧	3.8～ 5.2	75.7
津市片田井戸町字柚ノ木 8 4 0 番地先から 津市片田井戸町字柚ノ木 8 4 5 番地先まで	新	4.0	75.7

凡 例



: 区域变更前



+



: 区域变更后

片田田中井戸町第2号線

延長：192.0m

終点

(旧) 最小3.0m

(新) 最小6.5m

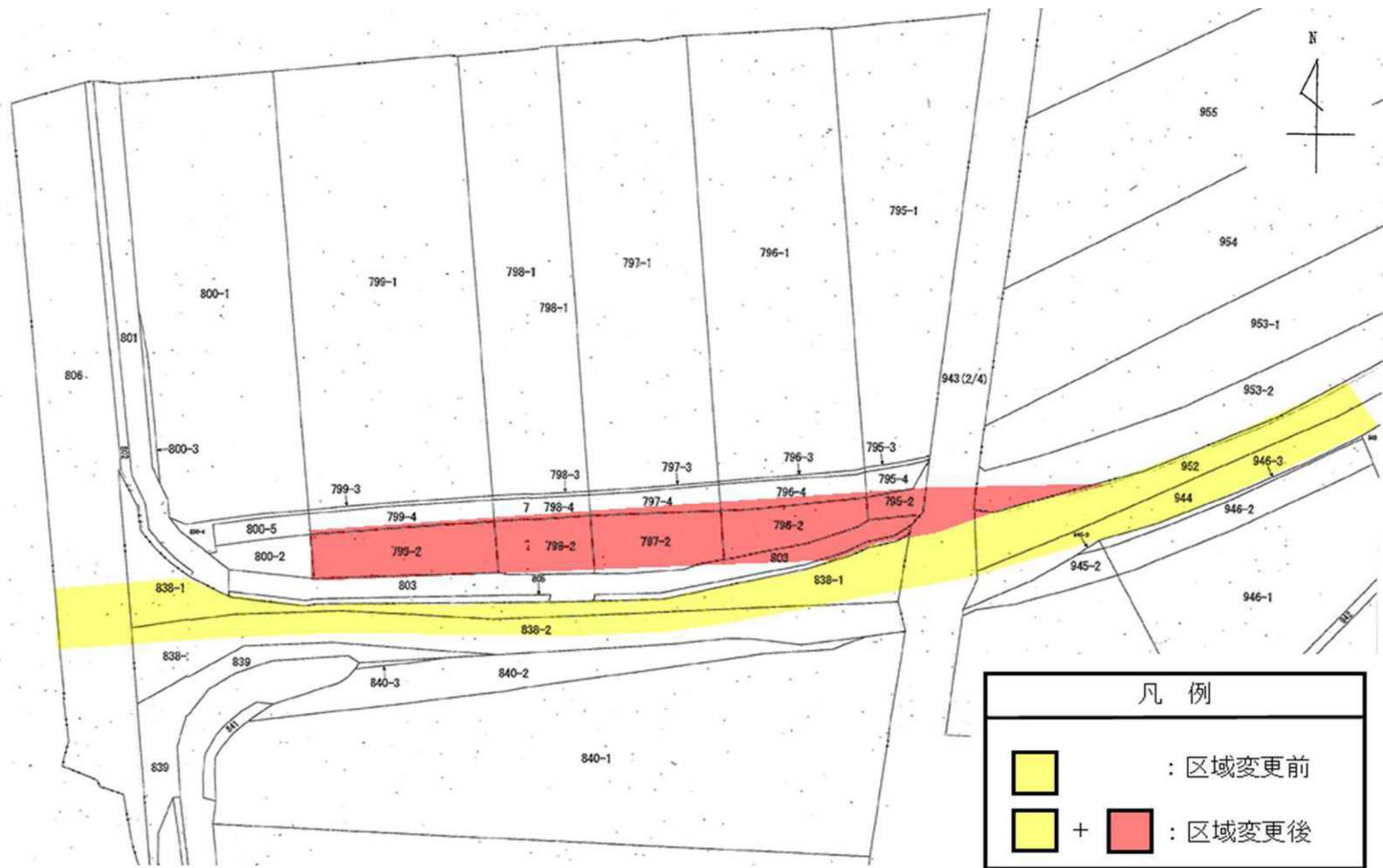
起点

(旧) 最大3.9m

(新) 最大10.5m

片田田地
汚水処理場





凡 例



: 区域变更前



+



: 区域变更后

片田井戸町第6号線

延長：75.7m

(旧) 最大5.2m

起点

(新) 最小・最大4.0m

(旧) 最小3.8m

終点

片田岡地
汚水処理場





津市告示第 1 3 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部用地・地籍調査推進課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

路線番号	路線名	道路区域の区間	供用開始年月日
5 2 6 0	片田田中井戸町第 2 号線	津市片田井戸町字樋ノ詰 9 5 3 番 2 地先から津市片田井戸町字下田植 7 9 9 番 4 地先まで	令和 8 年 5 月 8 日
5 4 2 7	片田井戸町第 6 号線	津市片田井戸町字柚ノ木 8 4 0 番地先から津市片田井戸町字柚ノ木 8 4 5 番地先まで	令和 8 年 5 月 8 日

凡 例



: 区域变更前



+



: 区域变更后

片田田中井戸町第2号線

延長：192.0m

終点

(旧) 最小3.0m

(新) 最小6.5m

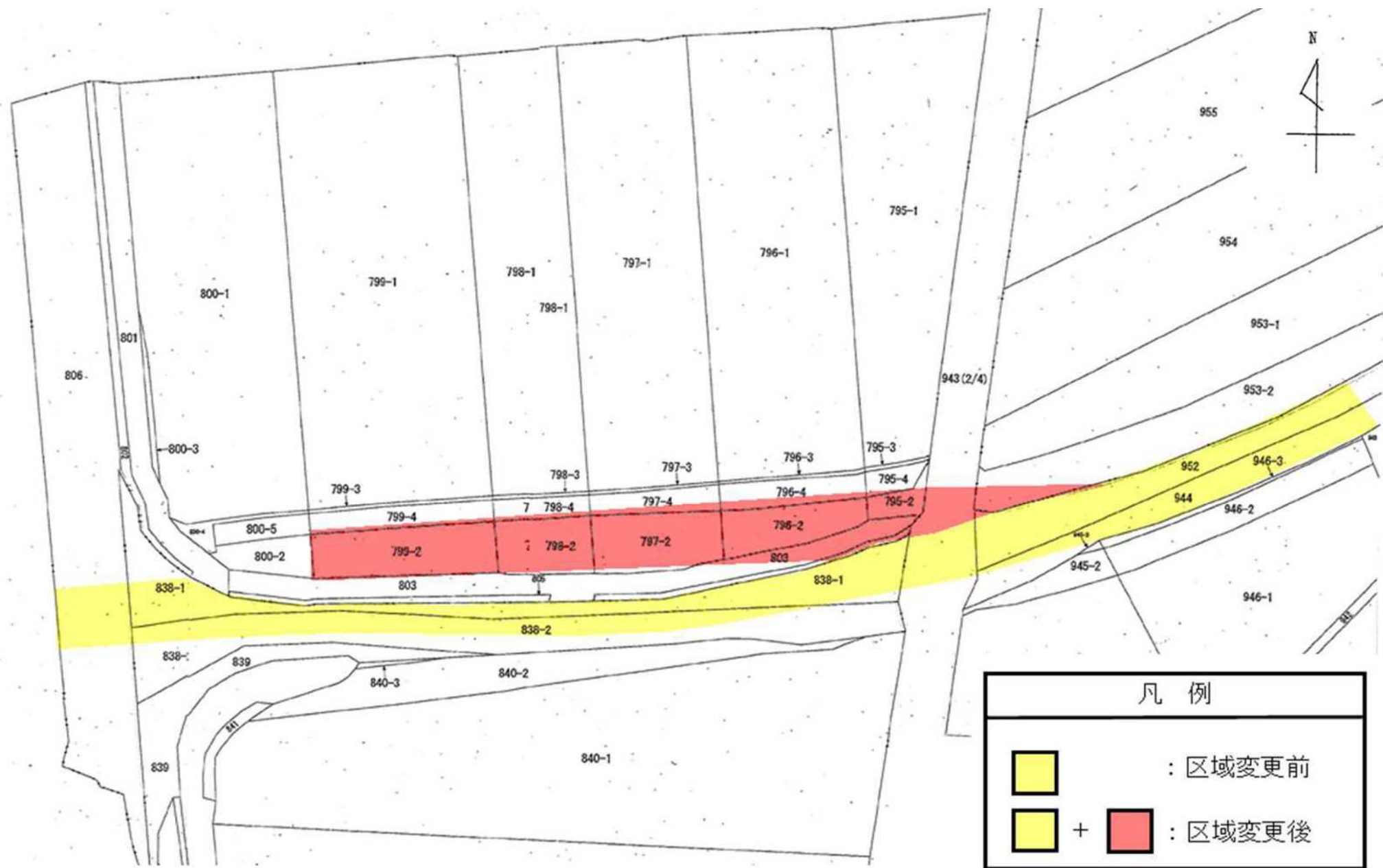
起点

(旧) 最大3.9m

(新) 最大10.5m

片田田地
汚水処理場





凡 例



: 区域变更前



+



: 区域变更后

片田井戸町第6号線

延長：75.7m

(旧) 最大5.2m

起点

(新) 最小・最大4.0m

(旧) 最小3.8m

終点

片田岡地
汚水処理場





津市告示第 1 3 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社ジャパンスポーツ運営

(2) 住所又は事務所の所在地

津市西古河町 4 番 1 2 号

2 委託した公金事務に係る歳入等

津市美里保健センターの施設使用料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 6 年 4 月 3 0 日

4 委託した日

令和 8 年 4 月 2 8 日

5 委託期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第140号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

また、同法第49条の6第1項及び同法第49条の7第2項において準用する同法第49条の6第1項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を取り消したので、同法第49条の6第2項及び同法第49条の7第2項において準用する同法第49条の6第2項の規定により告示する。

令和8年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定緊急避難場所の指定

施設名・場所	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象
本城山青少年 公園	津市河芸町上 野1650			○	○	○			
上野神社駐車 場	津市河芸町上 野3163			○	○	○			
高野尾町新町 集会所	津市高野尾町 1719-1	○	○	○	○	○	○	○	○

2 指定緊急避難場所の指定の取消し

種類	避難場所	所在地
一時避難場所	安濃交流会館	津市安濃町東観音寺51-3

一時避難場所	新町公民館	津市高野尾町1784-2
津波避難ビル	津興第1ビル	津市本町13-21
津波避難ビル	第2岩崎病院	津市一身田町387

3 指定避難所の指定の取消し

施設名・場所	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	土砂	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象
安濃交流会館	津市安濃町東 観音寺51-3	○	○	○	○	○	○	○	○

津市告示第 1 4 1 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 8 条の 2 の規定に基づき、同法第 3 0 条の 1 1 の施設等利用給付費の支給に係る施設として確認したので、同法第 5 8 条の 1 1 の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

認可外保育園（居宅訪問型）

設置者名称	施設名称	施設所在地	確認年月日
佐野 みさき	babyroom Hi-CHILD	津市一志町八太 1 6 4 2—5	令和 8 年 5 月 1 日
西村 麻有子	キッズライン(西村 麻有子)	津市観音寺町 6 6 7—1 3	令和 8 年 5 月 1 日

津市告示第 1 4 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定公金事務取扱者を指定し、手数料の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

(1) 名称

株式会社カーステージ三重

(2) 住所又は事務所の所在地

津市雲出本郷町 2 0 8 6 番地 2

2 委託した公金事務に係る歳入等

放置自転車等撤去保管料

3 指定公金事務取扱者に指定した日

令和 8 年 4 月 1 5 日

4 委託した日

令和 8 年 4 月 2 0 日

5 委託期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 1 4 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 9 年津市告示第 9 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

西里の上北自治会

2 主たる事務所の所在地の変更

変更後 三重県津市高茶屋六丁目 1 6 番 3 2 号

3 変更年月日

令和 8 年 4 月 1 2 日

4 変更の理由

地縁による団体の主たる事務所の所在地の変更が、令和 8 年 4 月 1 2 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 1 4 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条の規定に基づき撤去し、保管し
ている自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示
する。

令和 8 年 5 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
南が丘一丁目地内	1	令和 8 年 2 月 1 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 8 年 4 月 3 日
津駅東口自転車等放置禁止区域	3	令和 8 年 4 月 8 日
アスト公共自転車等駐車場	4 4	令和 8 年 4 月 8 日
一身田平野地内	3	令和 8 年 4 月 8 日
ポルタひさい公共自転車等駐車場	5	令和 8 年 4 月 1 7 日
久居駅東口公共自転車等駐車場	1	令和 8 年 4 月 1 7 日
城山三丁目地内	1	令和 8 年 4 月 2 1 日
津駅西第一公共自転車等駐車場	1 9	令和 8 年 4 月 2 8 日
津駅西第二公共自転車等駐車場	1 3	令和 8 年 4 月 2 8 日
津駅西第三公共自転車等駐車場	3	令和 8 年 4 月 2 8 日
南が丘駅東公共自転車等駐車場	2	令和 8 年 4 月 2 8 日
南が丘駅西公共自転車等駐車場	2	令和 8 年 4 月 2 8 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 1 4 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年津市告示第 3 6 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

津南台自治会

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地

(2) 区域

(変更前)

町 名	地 番
垂水	2 0 0 6 番地 5、2 0 0 6 番地 1 5、2 0 0 6 番地 1 8 から 2 3 まで、2 0 0 6 番地 2 5 から 2 9 ま で、2 0 0 7 番地 1 2 から 1 3 まで、2 0 1 0 番地 2 0 から 4 1 まで、2 0 1 0 番地 4 3 から 4 7 ま で、2 0 1 0 番地 5 2 から 5 6 まで、2 0 1 0 番地 5 8 から 7 0 まで、2 0 1 0 番地 7 2 から 9 0 ま で、2 0 1 0 番地 9 4 から 9 6 まで、2 0 1 0 番地 9 8 から 1 0 1 まで、2 0 1 2 番地 2 から 1 9 ま で、2 0 1 2 番地 2 1、2 0 1 2 番地 2 3、2 0 1 2 番地 2 7 から 4 1 まで、2 0 1 2 番地 4 3 から 4 6 まで、2 0 5 1 番地 6 から 2 0 まで、2 0 6 3 番 地 1 及び 2 0 6 3 番地 5 から 8 まで及び 1 9 9 5 番 地 2 から 6 まで

(変更後)

垂水	2006番地5、2006番地15、2006番地18から23まで、2006番地25から29まで、2007番地12から13まで、2010番地20から41まで、2010番地43から47まで、2010番地52から56まで、2010番地58から70まで、2010番地72から90まで、2010番地94から96まで、2010番地98から101まで、2012番地2から19まで、2012番地21、2012番地23、2012番地27から41まで、2012番地43から46まで、2051番地6から20まで、2063番地1、2063番地5から8まで、1995番地2から6まで及び1998番地4
----	--

3 変更年月日

- (1) 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地

令和8年4月11日

- (2) 区域

令和8年4月4日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者及び主たる事務所の所在地並びに区域の変更が、令和8年4月4日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 1 4 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 9 年津市告示第 8 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

西睦合自治会

2 変更に係る事項

- (1) 代表者の氏名及び住所
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 規約に定める目的

（変更前）

本会は、住民の福祉と相互の親睦を図り、明るく住み良い地域社会づくりを目的とする。

（変更後）

本会は、その区域の住民相互の親睦、連絡、環境の整備、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 変更の理由

地縁による団体の代表者、主たる事務所の所在地の変更が令和 8 年 3 月 1 5 日の定期総会において承認され、同年 4 月 1 日から就任及び変更をすることになったため。

地縁による団体の規約に定める目的の変更が、同年 3 月 1 5 日の定期総会において議決され、同年 4 月 1 5 日に津市長が同変更を認可したため。

津市告示第 1 4 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 3 1 7 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

久居団地自治会

2 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者及び主たる事務所の所在地の変更が、令和 8 年 4 月 1 9 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 1 4 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 9 年津市告示第 2 9 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

南さくらが丘自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 4 月 4 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 4 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 9 年津市告示第 2 9 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

新家町自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 8 年 4 月 1 2 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 150 号

下記の者の差押調書謄本及び配当計算書謄本は住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 5 月 15 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	差押調書謄本及び配当計算書謄本
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇	差押調書謄本及び配当計算書謄本

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市公告第 5 5 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 8 年 5 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 津リージョンプラザ喫茶コーナーの貸付け

(2) 貸付物件

貸付物件は次のとおりです。

所在地	津市西丸之内23番1号		
土地		建物	
名称	津リージョンプラザ敷地	名称	津リージョンプラザ
地番	335番1	構造	鉄筋コンクリート造
地目	宅地	階層	地上5階地下1階建
地積	25,940.37㎡	床面積	9,583.55㎡
貸付部分	津リージョンプラザ3階喫茶コーナー ※別紙「3階平面図」を参照		
貸付面積	14.24㎡		

(3) 貸付期間 令和8年6月16日から令和9年6月15日までの1年間

(4) その他貸付けに関する事項

津リージョンプラザ喫茶コーナー貸付けに係る貸付要領（以下「貸付要領」といいます。）で定めるとおりとします。

2 入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項については、令和8年5月1日（金）から同月22日（金）までの間（いずれの日も開庁日の午前8時30分から午後5時15分の間に限ります。ただし、津リージョンプラザの休館日（月曜日。祝日・休日に当たる時はその翌日）を除きます。）、津市条件付一般競争入札参加者心得及び貸付要領並びに入札に係る所定の様式を津市ホームページで公開すること及び津リージョンプラザ1階総合管理事務室窓口（津市スポーツ文化振興部文化振興課施設担当（以下「窓口」といいます。））において配布することにより示すこととします。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年5月29日（金）午前10時

(2) 場所 津リージョンプラザ第4会議室（2階）

4 入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者としてします。

- (1) 国税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (4) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (5) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第120条第1項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）
- (10) 手形交換所により取引停止処分を受けているなど経営状態が著しく不健全な者
- (11) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止等を受けている者
- (12) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与した者
- (13) 日本語が理解できない者
- (14) 日本国内に住所及び連絡先がない者

5 入札参加資格の審査結果

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者に必要な要件を満たすことについての通知を受けた者とします。

6 予定価格(最低入札価格)

129,395円(年額・税抜)

7 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 予定価格に満たない入札価格で行った入札
- (11) 入札に際して連合等の不正行為があった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

8 入札方法及び決定方法

(1) 当日持参するもの

ア 入札者確認票(本市が指定する様式のものに限ります。)

イ 入札書(本市が指定する様式のものに限ります。)

(2) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。なお、入札書の投函は1回とし、再度の投函はできません。

(3) 金額の表示

入札書の金額は、賃料の年額(税抜)を記入することとします。

(4) 落札者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格(以下「最高入札金額」といいます。)をもって入札を行った1者としてします。

(5) くじによる落札者の決定

最高入札金額で入札をした者が２者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

(6) 入札結果の公表

入札結果について、公表する場合があります。

(7) その他入札に係る事項

津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

9 入札参加に係る手続

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付一般競争入札参加申込書（本市が指定する様式のものに限り、以下「入札参加申込書」といいます。）及び添付書類を提出することとします。

(1) 参加申込期間

令和８年５月１日（金）から同月２２日（金）まで（いずれの日も開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分までの間に限り、）

(2) 添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出することとします。

ただし、入札に参加しようとする者が津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、イ、ウ、エ、オ及びキに掲げる書類を添付する必要はありません。

ア 誓約書（本市が指定する様式のものに限り、）

イ 印鑑証明書（個人にあつては、印鑑登録証明書）

ウ 商業登記簿謄本（個人にあつては、住民票、営業届証明書）

エ 法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書（個人にあつては、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書）

オ 市町村税完納証明書（完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の納税証明書又は非課税証明書で該当するすべてのものについて、それぞれ直近２年度分）

(ア) 市町村民税

(イ) 固定資産税・都市計画税

(ウ) 軽自動車税

カ 事業計画書（貸付物件の予定用途のほか、貸付物件の改修や設備等の設置を希望する場合はその概要や図面等、本市の施設を反復継続して使用した実績がある場合はその履歴等を記載。様式の指定はありません。）

キ 事業者の概要書（事業に関する事項（法人にあっては、事業概要、設立年月日、資本金、従業員数等、個人にあっては、事業概要、創業年月日、従業員数等とします。）を記載した事業者の概要が確認できる書類

(3) 提出方法

窓口に直接持参することとします。

10 実施要領に係る質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

質問書（本市が指定する様式のものに限ります。）を窓口で提出する又はファクスにより提出することとします。

(2) 提出期限

令和8年5月14日（木）午後5時15分

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年5月15日（金）から同月22日（金）までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び窓口において回答書を配布することにより行います。

11 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、令和8年6月12日（金）までに施設賃貸借契約を締結するものとします。

(2) 連帯保証人の免除又は徴取

借受人が貸付期間の賃料を指定期日までに全額納付する場合、借受人に十分な資力、信用等を有する場合（本市の施設における過去の使用実績において使用料の支払遅延その他の債務不履行が無いなど）、その他市長がその必要が無いと認める場合を除き、借受人に連帯して賃料等に係る債務を負う連帯保証人が必要です。なお、保証債務極度額については、賃料、原状回復費等を勘案して定めます。

(3) 提出書類

次に掲げる書類等を令和8年6月12日（金）午後5時15分までに本市に提出してください。

ア 契約締結に係る書類本市から2部（連帯保証人を徴する場合は3部）送付しますので、それぞれに記名・押印を行い、提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者（連帯保証人を徴取する場合は、もう1部を連帯保証人）へ返送します。なお、契約締結までに対面での

事前説明を本市から受ける必要がありますのでご注意ください。

イ 連帯保証に係る書類（連帯保証人を徴する場合）

連帯保証人の適格性を担保するため、連帯保証人の所得又は財務状況を証明する書類の提出を求めることがあります。

【問い合わせ先】

スポーツ文化振興部文化振興課施設担当
（津リージョンプラザ総合管理事務室内）

電話番号 ０５９－２２９－３３００

津市公告第 5 6 号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 2 1 5 号）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

令和 8 年 5 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

令和 8 年度第 1 回市営住宅補充入居者募集

1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者
 - ア A区分住宅 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）
 - イ B区分住宅 114,000円以下（裁量階層世帯158,000円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

- (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度
 - c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度
- (イ) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯
- (ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯
- (エ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者があ

る世帯

(オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある世帯

(カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある世帯

(キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

ウ 収入については、申込者及び同居予定者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とします。

(ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円

(イ) 給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者1人につき10万円（合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）

(ウ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族1人につき10万円

(エ) 特定扶養親族1人につき25万円

(オ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）

(カ) 申込者又は同居親族に寡婦がある場合には、寡婦1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）

(キ) 申込者又は同居親族にひとり親がある場合には、ひとり親1人につき35万円（所得金額が35万円未満である場合には、当該所得金額）

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(6) 市町村税等を滞納していない者

(7) 申込者又は同居予定者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」といいます。）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和8年5月11日（月）から5月19日（火）までの午前8時45分

から午後 4 時 0 0 分までとします。ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからキまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎 6 階）又は市営住宅課分室（ポルタひさい南館 1 階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年津市条例第 4 0 号）第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 市外在住者の場合は申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、ひとり親世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ その他必要な書類

3 優先入居住宅への申込み

次の各号に掲げる者は、条例第 1 0 条第 3 項に定める優先入居住宅の募集がある場合、申込みを行うことができます。

(1) 条例第 5 条各号に該当する者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で 2 0 歳に満たない児童と同居し、扶養している者

(3) 申込者又は同居予定者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者

(4) 永住帰国を希望する中国残留邦人等

(5) 申込者が 6 0 歳以上の者であり、同居予定者のいずれもが 6 0 歳以上又は 1 8 歳未満の者

- (6) 18歳未満の子が3人以上いる者
- (7) 申込者又は同居予定者が心身障害者（身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A1（最重度）～B1（中度）の交付を受けた者）
- (8) 申込者又は同居予定者が戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者
- (9) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者

4 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和8年5月1日（金）から5月19日（火）までの午前8時45分から午後4時00分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課分室で配布します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

5 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱（平成18年訓第182号）に基づき、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択します。

公開抽選会は、令和8年6月19日（金）の予定です。

(1) A区分住宅

- | | | | |
|---|---------------|-------------------|-----------------|
| ア | 白塚団地 | 2戸 | |
| | 津市白塚町58番地3 | | 鉄筋コンクリート5階建 3DK |
| | 家賃 | 15,000円 ～ 41,000円 | |
| イ | 大井アパート | 1戸 | 単身世帯可 |
| | 津市中河原134番地 | | 鉄筋コンクリート4階建 3DK |
| | 家賃 | 11,800円 ～ 27,000円 | |
| ウ | 南阿漕2号館 | 1戸 | |
| | 津市阿漕町津興222番地8 | | 鉄筋コンクリート4階建 3DK |

	家賃	15,200円	～	35,000円	
エ	藤方団地	1戸	単身世帯可		
	津市藤方297番地		鉄筋コンクリート5階建	3DK	
	家賃	13,300円	～	30,600円	
オ	雲出（単身）	1戸	単身世帯可		
	津市雲出長常町1026番地1		鉄筋コンクリート3階建	2DK	
	家賃	19,800円	～	45,600円	
カ	相川団地	1戸	単身世帯可		
	津市久居相川町1957番地1		簡易耐火平屋建	2K	
	家賃	3,600円	～	8,400円	
キ	中町団地	1戸			
	津市久居中町366番地		鉄筋コンクリート3階建	3K	
	家賃	10,900円	～	25,000円	
ク	相川西団地	1戸			
	津市久居野村町2007番地1		鉄筋コンクリート3階建	3DK	
	家賃	13,600円	～	31,200円	
ケ	北口団地	1戸			
	津市久居北口町1065番地9		鉄筋コンクリート3階建	3DK	
	家賃	13,800円	～	31,700円	

(2) B区分住宅

ア	南阿漕1号館	1戸			
	津市阿漕町津興222番地9		鉄筋コンクリート5階建	3DK	
	家賃	13,100円	～	19,500円	
イ	西城山アパート	1戸	単身世帯可		
	津市城山三丁目10番2-309号他		鉄筋コンクリート4階建	2DK	
	家賃	8,700円	～	12,900円	

家賃は、令和8年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に応じた家賃となります。

また、令和9年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

6 入居の時期

令和8年8月下旬の予定です。

津市公告第 5 7 号

津市立三重短期大学の教員を次のとおり募集します。

令和 8 年 5 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

- 1 採用職
教授、准教授又は講師
- 2 専門分野
都市計画
- 3 担当科目
都市計画論、住環境計画、地域環境学、地域政策論Ⅰ、まちづくり企画、まちづくり設計、居住環境特別演習、その他関連科目
- 4 採用人員
1名
- 5 応募資格
大学院修士課程（博士課程前期）修了又はそれと同等以上の研究上の業績を有すること。
- 6 採用時期
令和8年10月1日（予定）
- 7 給与
津市職員の給与に関する条例等の定めるところによります。
- 8 定年
65歳（津市立三重短期大学教員の定年に関する規程の定めるところによります。）
- 9 任期
令和13年3月31日まで
- 10 公募締切
令和8年6月25日（木）（午後5時までに必着を要件とします。）
- 11 面接日
令和8年8月2日（日）（面接者には令和8年7月16日（木）又は同月17日（金）に電話で連絡します。交通費は支給しません。）
- 12 提出書類
 - (1) 応募書類一覧表
 - (2) 履歴書（写真を貼付し、連絡先を明記してください。）
 - (3) 教育研究業績書
（研究業績のうち主要なもの3点に○印を付してください。）
 - (4) シラバス
（都市計画論（15回分）のシラバスを付してください。）

- (5) 最終学歴を証明する書類（学位記の写し可）
- (6) 主要業績 3 点の現物又はその写し（3 点のみ同封してください。）
- (7) 主要業績 3 点についての概要（日本語で各1,000字～2,000程度）
 - * (2)、(3)、(4)は指定の様式を使用してください。様式は、本学ホームページ（<https://www.tsu-cc.ac.jp/members/members-recruit/>）よりダウンロード可能です。
- (8) 教育・研究に関する抱負(1,000字程度)
- (9) 一級建築士資格を有する人は免許証の写し

13 選考方法

本学教授会において審議のうえ決定します。

14 その他

日本国籍を有しない人は、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職（学長、学生部長、図書館長）には、将来においても任用されません。

過去に学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を履歴書の賞罰欄に必ず記入して下さい。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。

15 書類提出先

〒514-0112 三重県津市一身田中野157番地
津市立三重短期大学学長宛

（封筒の表に、「都市計画専任教員応募書類在中」と朱書きしてください。）

15 問い合わせ先

津市立三重短期大学 大学総務課総務担当

電 話 059-232-2341（代）

F A X 059-232-9647

E-mail 232-2341@city.tsu.lg.jp

（ただし、問い合わせは原則としてF A X又はE-mailとします。）

津市公告第 5 8 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 8 年 5 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名

樹木（ソテツ）の売払い

(2) 売払対象物の概要

別紙仕様書のとおり

(3) 売払対象物採取場所

津市大谷町地内（津駅西口駅前広場ロータリー内）

2 入札参加の資格

本件入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者

(4) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者

(5) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者

(6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

(7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人。支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうちに第3号から全号までのいずれかに該当する者があるもの

(9) 民法（明治29年法律第89号）第120条第1項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）

(10) 本件の公告から入札時までの期間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者

(11) 日本語を完全に理解できない者

(12) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申し込み

(1) 入札参加申込手続

ア 申込方法

本件入札に参加しようとする者は、下記(2)の必要書類を本市に郵送又は直接持参により提出し、本件入札の参加資格の確認を受けてください。本市の確認後、一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知します。

なお、申込期限までに当該必要書類を提出しなかった者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

イ 申込期限

令和8年5月15日（金）午後5時まで

ウ 提出先

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

津市建設部建設政策課建設政策・津駅周辺道路空間整備担当

（津市役所本庁舎5階）

(2) 必要書類

ア 樹木（ソテツ）の売払いにかかる一般競争入札参加申込書（以下「参加申込書」といいます。）

イ 履歴事項全部証明書（個人又は個人事業主の場合は、住民票の写し）

ウ 印鑑証明書（個人又は個人事業主の場合は、印鑑登録証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の証明書で該当するすべてのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 誓約書

※一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

※ア及びオの書類は、津市ホームページからダウンロード、又は津市役所本庁舎 5 階建設部建設政策課建設政策・津駅周辺道路空間整備担当窓口にて受け取ってください。

※イからエまでの書類については、いずれも申込日において発行後 3 月以内の原本に限ります。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除します。

4 入札の実施について

(1) 日時

令和 8 年 5 月 2 0 日（水）午後 1 時 3 0 分

※定刻になっても出席の無い場合は棄権とみなします。

(2) 場所

津市役所本庁舎 5 階 第 5 1 会議室

(3) 受付

ア 入札参加者は、入室時に受付を行い、入札前に、必要事項を記載した入札者確認票を提出してください。

※入札者確認票は、津市ホームページからダウンロードし、又は津市役所本庁舎 5 階建設部建設政策課窓口にて受け取ってください。

イ 定刻となった時点で、入札についての説明を行います。

(4) 入札の方法

ア 指定の入札書により別紙仕様書に基づき入札金額等を記載の上、入札してください。

なお、入札金額は売払対象物の総合計金額（消費税及び地方消費税額抜き）を記載してください。

イ 入札書は、日付、入札者の住所又は所在地、氏名又は社名（商号）及び代表者氏名、印鑑証明書又は印鑑登録証明書の印（以下「実印」といいます。）の押印、入札金額等を鮮明に表示し、封筒に入れて封書し、入札してください。

なお、入札金額等は正確に記載し、給紙その他容易に書き替えが可能な筆記具等を使用せず、入札金額は、アラビア数字を用い、文字は楷書で記載してください。

ウ 入札書を封書する封筒は、別添条件付き一般競争入札参加者心得を参照し、表面には、件名等を明確に記載し、裏面には、貼合わせ部分に実

印で原則 3 か所の封印をしてください。

エ 入札書は、再度入札（原則として 2 回）に備えて、予備を準備してください。

オ 落札に当たっては、入札書に記載された金額に 1. 1 を乗じた金額（消費税及び地方消費税分に相当する額を加算した額）をもって落札金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

なお、落札は、予定価格以上において、最高価格入札者とし、最高価格入札者が 2 者以上の場合は、くじ引きにより決定します。

(5) その他注意事項

その他、入札参加者は、別添条件付き一般競争入札参加者心得の内容について十分に理解し、了承の上、入札を行ってください。

5 入札の無効

津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」といいます。）第 1 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

6 契約保証金

契約保証金は免除します。

7 契約に付する条件の概要

契約に付する条件の概要は、次の各号のとおりです。

(1) 本市は、売対象物の引渡しまでの危険負担を負いません。

(2) 本市は、契約不適合責任（知られていない事項を含みます。）を負いません。

8 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（契約金額）は、本市の発行する納付書により、契約締結日から 7 日以内（土曜日、日曜日及び祝休日を含む。）に発注者の指定する方法で納入しなければなりません。

なお、一度納付された売買代金は、返金できません。

9 所有権の移転及び引渡し

売引渡しが完了した時点で売払対象物の所有権が移転するものとします。所有権移転後に生育、活着等を保証するものではありません。

なお、引き渡された物品は、返品又は交換を行うことができません。

(1) 期間

契約締結日から 4 0 日以内

(2) 場所

津市大谷町地内（津駅西口駅前広場ロータリー内）

10 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、すべて落札者の負担となります。

- (1) 印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく印紙税（契約書に収入印紙を貼付）
- (2) 売払対象物引渡しに要する費用
- (3) 売払対象物の掘取り、搬出、運搬、移植に係る費用
- (4) その他契約に要する費用

11 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、本入札公告及び仕様書並びに契約書案のすべての内容について十分に理解し、了承している場合に限り、入札に参加できるものであり、これらの内容の全部又は一部につき、了承できない部分がある場合は、入札に参加することができません。

このほか、入札参加者は、次の各号に掲げる事項について了承の上で入札参加申込みを行ってください。

- (1) 落札後の契約の締結は、参加申込書に記載された名義で行うこと。
- (2) 入札参加申込みに係る取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができる。
- (3) 入札結果については、入札参加申込者の名称（氏名）、応札価格その他入札に関する結果を公表することがあること。

問い合わせ先

津市建設部建設政策課

建設政策・津駅周辺道路空間整備担当 出口、落合

電話番号 059-229-3194

FAX 059-229-3345

津市公告第 5 9 号

官民連携による津駅周辺公共自転車等駐車場整備事業について、別紙のとおり企画競争を実施するので、公告します。

令和 8 年 5 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

官民連携による津駅周辺公共自転車等駐車場整備事業企画競争実施要項

1 事業の目的

(1) 件名

官民連携による津駅周辺公共自転車等駐車場整備事業

(2) 業務の目的

津市では、津駅周辺の公共自転車等駐車場について、利用の偏りと大型バイク駐車場の不足という課題を解決するため、利用者にとって安全性や利便性が高く、より快適な利用につながる管理された公共自転車等駐車場となるよう、津駅西口駅前広場整備に合わせて、公共自転車等駐車場を一体的に整備し、有料化による適切な管理運営を目指しています。

本事業は、民間事業者の創意工夫とノウハウを活用し、BOT(Build-Operate-Transfer)方式により、施設の設計・建設から管理運営までを一体的に実施することで、利用者サービスの向上と効率的な事業運営を実現することを目的とするものです。

(3) 業務内容

ア 事業名称	津駅周辺公共自転車等駐車場整備事業
イ 事業方式	BOT(Build-Operate-Transfer)方式 ※PFI法に基づかない民間活力導入事業
ウ 事業対象施設	津駅西第一公共自転車等駐車場 津駅西第二公共自転車等駐車場 津駅西第三公共自転車等駐車場 アスト公共自転車等駐車場
エ 事業内容	公共自転車等駐車場の設計・建設(整備) 管理運営業務 施設の修繕等維持管理業務 利用料金の徴収業務
オ 事業開始	令和10年1月
カ 事業期間	おおむね20年程度
キ 施設整備内容	別紙のとおり

2 実施形式

企画競争方式

3 参加資格

本企画競争に参加できる者は、以下に該当する法人であること。

(1) 必須要件

ア 日本国内に本店または支店を有する法人であること

イ 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、本市の求めに応じ、以下の書類を提出して確認を受けること。

(i) 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

(ii) 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

(iii) 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

(iv) 印鑑(登録)証明書

ウ 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税(支店等がこの企画競争に参加及び協定を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税)の滞納がないこと。

エ 本公告日から協定締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止を受けている者でないこと。

オ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(i) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(ii) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)

(iii) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(iv) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(v) 暴力団又は暴力団員に対して直接又は間接を問わず資金等を提し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(vi) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(vii) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用するなどしている者

カ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

キ 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状況が著しく不健全でないこと。

ク 駐車場・駐輪場の設計、建設、管理運営の実績を有すること

ケ 公共施設の管理運営実績を有すること

コ BOT方式またはPFI事業等の実績を有すること

4 企画提案に記載すべき内容

参加者は以下の項目を企画提案内容に記載することとする。

(1) 事業期間

(2) 整備内容

事業期間、施設規模、配置計画、大型バイク駐車場の整備方法、津駅西口駅前広場との調和等

(3) 管理方法

管理運営体制、料金設定の考え方、利用促進策、収支計画（料金収入、再整備、管理運営等の内訳を示す概算見積書）

(4) 市側負担金

収支計画に基づく市負担想定額

(5) リスク分担

想定されるリスク、リスク分担の考え方、不可抗力への対応

(6) その他

事業参加にあたっての課題・要望、付加価値サービスの提案、利便性向上のための工夫等

5 実施スケジュール（予定）

実施スケジュールは以下のとおりとする。変更する場合は参加者に対し、

別途通知するものとする。

企画提案募集通知	令和 8 年 5 月 1 日（金）
質問書の受付期限	令和 8 年 5 月 8 日（金）
質問書の回答期限	令和 8 年 5 月 1 1 日（月）
参加申込書類及び企画提案書提出期限	令和 8 年 5 月 1 8 日（月）
審査（書類審査） ※必要があればヒアリングを実施	令和 8 年 5 月 1 8 日（月） ～ 5 月 2 0 日（水）
書類審査取りまとめ結果確認・追加資料提出通知	令和 8 年 5 月 2 0 日（水）
書類審査取りまとめ結果確認・追加資料提出期限	令和 8 年 5 月 2 6 日（火）
津市自転車等駐車対策協議会	令和 8 年 5 月下旬
審査結果通知	審査後速やかに

6 質問及び回答

本企画競争に関する質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式 1）を利用して作成し、持参、郵送若しくは電子メール（件名：「官民連携による津駅周辺公共自転車等駐車場整備事業企画競争質問（会社名）」により提出すること（提出期限必着）。

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 8 日（金）正午まで（郵送、電子メールの場合は電話にて建設政策課に受信確認を行うこと。）

(3) 提出先

津市建設部建設政策課

所在地： 〒 5 1 4－8 6 1 1 三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号

電 話： 0 5 9－2 2 9－3 1 9 4

電子メール： 229-3196@city.tsu.lg.jp

(4) 回答方法等

回答は、令和 8 年 5 月 1 1 日（月）午後 5 時までに津市ホームページ

に掲載し回答する。

※本企画競争に関する質問について、電話及び口頭による照会には対応しない。

7 参加申込方法

(1) 提出書類

参加申込届(様式2)

誓約書(様式3)

企画提案書(A4版10ページ以内・任意様式)

会社概要(パンフレット等)

類似事業の実績概要(任意様式)

コンソーシアムの場合は構成員名簿および役割分担表(任意様式)

※郵送で提出する場合、様式2及び様式3以外の資料は4部提出すること

(2) 提出期限

令和8年5月18日(月) 午後4時まで

(3) 提出方法

郵送または持参

郵送の場合:提出期限必着

持参の場合:平日午前9時～午後4時

様式2及び様式3以外の資料はE-mailでの提出も可

(4) 提出先

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

津市建設部建設政策課

電話:059-229-3194

E-mail:229-3196@city.tsu.lg.jp

8 審査方法

本企画競争の審査は、「津駅周辺公共自転車等駐車場整備事業企画競争審査基準」に基づいた審査方式で実施する。審査については、津市建設部建設政策課及び津市市民部市民交流課において書面にて審査し、津市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)での審議を経て、津市において第一候補者の決定を行う。

(1) 第一候補者の決定

審査の点数のうち、最も点数が高い提案者を第一候補者として決定する。また、最低点は75点とし75点未満の場合は、最も点数が高い提案者であったとしても第一候補者として決定しないものとする。

なお、同点の場合は収支計画及び市側負担金の点数が高い者を優先するものとする。

(2) 通知方法

審査の結果は書面により、審査参加者全者に対し郵送にて審査後速やかに通知する。

9 協定締結までの手続き

(1) 参加資格書類の確認

第一候補者に選定された事業者は、参加資格要件の確認書類を別途指定する期限までに提出するものとする。

(2) 発注者との協議

第一候補者は、協定締結までの間に、本企画競争における提案内容に基づき、施設整備内容、管理体制、収支計画、リスク分担、市側負担金等を発注者と協議の上、合意に向けた調整を行うものとする。

なお、市側負担金の額については、令和8年7月中旬を目途に算定の上、報告するものとする。

(3) 協定締結が困難な場合の対応

上記(2)の協議の過程において、発注者が求める整備内容を満たさない状況となった場合、発注者は第一候補者との協定締結が困難なものと判断し、次点者との交渉を行うこととする。

10 情報公開基準

対象		協定締結前	協定締結後
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案資料	×（注1）	△（注2）
	その他提出書類	×	△（注2）
採点表（合計点）		○（注3）	
採点表（各評価項目点）		×（注1）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

(注1) 原則非公開とするが、津市自転車等駐車対策協議会委員に対しては、同協議会における審議のため、各候補者の提案内容をまとめた総括表を公開するものとする。

(注2) 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害する恐れがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。なお見積書は不開示とする。

(注3) 協定締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

11 その他

(1) 協定締結上の条件

ア 本業務は第一候補者選定後、発注者と当該候補者とで協議・調整を行い、具体的な協定内容や市側負担金等を確認した上で市議会に対し補正予算を計上する予定であり、市議会における予算の議決を経て正式に協定を締結するものであるため、本企画競争の参加に際しては、市議会の議決が得られなかった場合における事業中止の可能性に十分に留意すること。

イ 提案事業者が企画提案を行うために要した費用のほか、第一候補者として選定された後、協定内容や市側負担金等を算出するために行う各種調査等に要する費用については提案事業者の負担とする。

(2) 辞退の取扱い

業者の選定（協定締結の相手方として決定するまで）があるまでの間、いつでも参加を辞退することができる。その場合は、参加辞退届（様式4）を提出するものとする。

(3) 失格事項等

下記の事項のいずれかに該当した場合は、参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

ア 指定する提出方法によらず必要書類が提出された場合

イ 指定する提出期限までに必要書類が提出されなかった場合

ウ 提出を求める必要書類について、記載すべき事項が記載されていない場合

エ 提出を求める必要書類について、作成基準に違反する表現が記載され

ている場合

オ 提出を求める必要書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明した場合

カ 本実施要項に定める手続き以外の方法により、協議会委員等関係者に対して、直接的又は間接的に接触した場合

キ 前各号で定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があるなど、市長が失格であると認めた場合

(4) 提出書類等

ア 提出された書類の返却は行わない。なお、これらは本業務の選定以外において提出者に無断で使用しない。

イ 各提案書類等の提出期限後において、提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

ウ 参加者は、10 情報公開基準に基づき提案内容を開示することを了解の上、提案すること。

エ 参加者は、業務で得られた情報については、正当な目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならない。

12 問合せ先

津市建設部建設政策課

建設政策・津駅周辺道路空間整備担当（津市役所本庁舎 5 階）

〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号

電話：059-229-3194

電子メール：229-3196@city.tsu.lg.jp

津市公告第 6 0 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画を別紙のとおり変更しましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

なお、別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和 8 年 5 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 6 1 号

津市電子図書館システム構築及び利用等業務に係るプロポーザルを実施するので、公告します。

令和 8 年 5 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務概要

(1) 件名

津市電子図書館システム構築及び利用等業務

(2) 業務内容

ア 津市電子図書館システム構築業務

システムの設計及び構築、システムテスト等

イ 津市電子図書館に係る電子書籍の提供

ウ 津市電子図書館に係るサービス提供

電子図書館サービス利用に係るシステムの維持管理等

(3) 履行期間

ア 津市電子図書館システム構築業務

契約締結日から令和8年9月30日まで

イ 津市電子図書館に係る電子書籍の提供

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

ウ 津市電子図書館に係るサービス提供

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 履行要件

「津市電子図書館システム構築業務」、「津市電子図書館に係る電子書籍の提供」、「津市電子図書館に係るサービス提供」に係る契約をそれぞれ締結する。

なお、「津市電子図書館に係るサービス提供」の契約については、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、月額（履行期間を通じ一定の額）での契約とする。

2 提案見積上限額（消費税及び地方消費税を含まない額）

契約締結日から令和13年9月30日までの期間の業務に係る提案上限額は、以下の内訳に基づく総額 4,900,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

また、提案見積書内訳（第1号様式別紙）については、いずれの業務についても提案上限額を超えてはならないものとし、超えた提案については無効とする。

【内訳】

(1) 津市電子図書館システム構築業務

ア 委託料：令和８年度（※単年度契約）

システム構築業務 ７００，０００円

(2) 津市電子図書館に係るサービス提供

イ 通信運搬費（※長期継続契約）

システム利用料

令和８年度から令和１３年度（予定）

７０，０００円×６０箇月＝４，２００，０００円

（令和８年１０月から令和１３年９月までの６０箇月分）

期間中合計（税抜） ７００，０００円（委託料）

４，２００，０００円（通信運搬費）

提案見積書の金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容についての事業期間全体の規模を示すためのものである。

津市電子図書館に係る電子図書の提供については、今回の提案見積内訳には含まないものとする。本プロポーザル終了後に、決定した契約事業者と締結する令和８年度分の電子図書の提供に係る契約については下記の規模を想定しており、実際の契約金額については、契約事業者が提供する電子書籍の中から発注者が選書した分の金額で契約するものとする。

ウ 津市電子図書館に係る電子図書の提供（電子書籍使用料）

令和８年度（令和８年１０月から令和９年３月まで）

２，７１９，１８２円（税抜き）

当該年度は、接続無制限の児童・生徒向けコンテンツ５００タイトル以上という規模で想定。

令和９年度以降の規模は未定。

3 参加資格

(1) 津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）第７条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあつては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類（完納証明書）

※新規に支店等を開設した場合は、法人開設届

カ 個人にあつては、契約を行う予定の事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類（完納証明書）

キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書（その３の３）

ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書（その３の２）

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

(3) 本公告の日から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）による指名停止を受けていないこと。

(4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。

(7) 官公庁等で発注された業務で、過去１０年間（平成２８年度以降）に国又は地方公共団体等において設置の公共図書館で、下記①②③全ての実績を有すること。ただし、それぞれの実績が同一の契約ではなく個別の契約でも可とする。

ア 電子図書館システムの構築

イ １年間以上の電子書籍の提供

ウ １年間以上の電子図書館に係るサービス提供

４ プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。変更する場合は参加者に対し、別途通知するものとする。

公告	令和８年５月８日（金）
実施要領等の配布	令和８年５月８日（金）から 令和８年５月２７日（水）午後３時まで
質問書の受付	令和８年５月８日（金）から ５月１８日（月）午後３時まで
質問の回答期限	令和８年５月２２日（金）午後３時まで
参加申込書提出期限	令和８年５月２７日（水）午後３時まで
参加資格審査結果通知	令和８年６月１日（月）午後３時まで
企画提案書提出期限	令和８年６月１１日（木）午後３時まで
審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和８年６月２４日（水）（予定）
審査結果通知	令和８年６月２５日（木）午後３時まで

５ 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ内の本プロポーザル記事内からダウンロード

ドすること。

6 契約の相手方の最優先候補者の選定について

津市電子図書館システム構築及び利用等業務プロポーザル方式審査委員会において、企画提案書に基づく提案説明を受け、提案内容等を公正かつ客観的に評価し、算出した各委員の審査点数の平均点が最も高い点数の提案者を最優先候補者として決定する。

ただし、基準となる最低点は300点とし、平均点が300点未満の場合は、最も点数が高い提案者であったとしても不採用として、最優先候補者として決定しないものとする。

なお、同点の場合は審査委員会で協議の上、順位を決定する。

7 契約の締結について

審査の結果、最上位者として選定された最優先候補者を本業務に係る随意契約の見積書徴取の相手方として、契約の交渉を行う。ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行うこととする。

8 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市電子図書館システム構築及び利用等業務プロポーザル実施要領」による。

9 問い合わせ先

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号（津リージョンプラザ2階津図書館事務室）

津市教育委員会事務局教育総務部津図書館図書館管理担当 担当：田間

電 話 059-229-3320

FAX 059-229-1458

E-mail 229-3321@city.tsu.lg.jp

津市公告第 6 2 号

津市津城跡 V R ・ A R アプリ制作及び運用保守業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和 8 年 5 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務等の概要

(1) 件名

津城跡VR・ARアプリ制作及び運用保守業務（以下、本業務という。）

(2) 履行期間・スケジュール等

ア 津城跡VR・ARアプリ制作業務

契約締結日（令和8年8月上旬）から令和9年3月12日まで

イ 津城跡VR・ARアプリ運用保守業務

令和9年4月1日から令和14年3月31日（長期継続契約）

(3) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

（千円）

年度	津城跡VR・AR アプリ制作業務	津城跡VR・AR アプリ運用保守業務	年度額計
令和8年度	12,698	—	12,698
令和9年度	—	900	900
令和10年度	—	900	900
令和11年度	—	900	900
令和12年度	—	900	900
令和13年度	—	900	900
計	12,698	4,500	17,198

2 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。登録されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けていること。なお、登録されている場合であっても、以下のオ～クの書類を提出すること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあっては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

カ 個人にあっては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(3) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64

条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

3 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、以下の日程で行う。

公告	令和８年５月１３日（水）
質問書の提出期限	令和８年５月２５日（月）※午後３時まで
質問書の回答	令和８年６月　１日（月） ※午後５時１５分までにホームページへ掲載
参加申込書提出期限	令和８年６月　８日（月）※午後４時まで
参加資格審査結果通知	令和８年６月１１日（木）
企画提案書提出期限	令和８年６月１９日（金）※午後４時まで
第１次審査（書面審査）	令和８年６月２５日（木）～７月　２日（木）
第１次審査結果通知	令和８年７月　７日（火）予定
第２次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和８年７月１５日（水）予定
第２次審査結果通知	令和８年７月２１日（火）以降速やかに

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページの当該プロポーザル実施に係る記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選考について

津城跡VR・ARアプリ制作及び運用保守業務に係るプロポーザル方式審査委員会において、提案書の審査を行い、また、プレゼンテーションを受け、提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者と選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、協議後の仕様内容に基づいた見積を徴取し、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合、本市は、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津城跡VR・ARアプリ制作及び運用保守業務に係るプロポーザル実施要領」による。

【問い合わせ先】

津市スポーツ文化振興部文化振興課

電話番号：059-229-3250

FAX：059-229-3344

E-Mail：229-3250@city.tsu.lg.jp

津市公告第 6 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 8 年 5 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 8 年 5 月 1 1 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市戸木町字焼野 5 4 3 3 番 1 の一部ほか 2 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市垂水 2 7 7 2 番地 5 4 号
上村 鋒

津市公告第 6 4 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 8 年 5 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

津市新船舶建造に係る船舶仕様等検討業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日（月）まで

2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とし、本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する令和8年度津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）の希望業種2708「計画策定・コンサルティング」のうち、01「基本計画策定」を希望業種として登載されている者。

(3) 本公告日から本契約締結日までの間に、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止期間中でない者。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者。

(6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次のアからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 下記業務について官公庁等（注）の元請として受注し履行が完了した実績を有すること。

既存海上航路の運航状況の現状等を踏まえた後継船舶（総トン数20トン以上）又は新規海上航路の需要予測等を踏まえた新船舶（総トン数20トン以上）に係る基本設計業務等

（注）官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及び公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。

3 入札参加申込書等の配布

(1) 配布期間

令和8年5月14日（木）から同年5月21日（木）まで

※津市条件付一般競争入札参加申込期限が令和8年5月21日午後4時のため注意すること。

(2) 配布場所

ア 津市ホームページ「産業・しごと」、「入札・契約」、「物件・業務委託関係」からダウンロード

イ 津市都市計画部交通政策課（市本庁舎5階）

（配布期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時45分から午後4時まで）

4 仕様書等に関する質問等

(1) 委託業務仕様書等の内容について質問がある場合は、指定の「仕様書等に関する質問書」により質問項目を御提出ください。

ア 提出期限 令和8年5月19日（火）午後3時まで

イ 提出場所 津市都市計画部交通政策課（市本庁舎5階）

ウ 提出方法 FAX又は電子メール

エ その他 電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問については、受け付けません。

(2) 質問に対する回答

質問項目に対する回答につきましては、令和 8 年 5 月 2 0 日（水）に津ホームページ「物件・業務委託関係」にて掲載します。

なお、回答は質問項目及びそれに対する回答のみとし質問者の氏名等は公表しません。

また、回答に対する再質問は受け付けませんので、質問書には質問内容を明確に記載してください。

5 入札参加資格の確認等

- (1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、津市条件付一般競争入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期限

令和 8 年 5 月 2 1 日（木）午後 4 時必着

イ 提出場所等

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市都市計画部交通政策課（市本庁舎 5 階）

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 8 0

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 6

E - m a i l 229-3289 @ city.tsu.lg.jp

ウ 提出方法

提出方法については、上記提出場所等への持参、一般書留、簡易書留、F A X 又は電子メールのいずれかの方法によるものとします。ただし、F A X 又は電子メールにより提出する場合は、送信後、必ず電話にて着信確認をしてください。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 宣誓書

提出書類には、津市競争入札参加資格者名簿登載の会社名（支店又は営業所名）、代表者氏名を必ず記入し、印鑑は入札参加資格審査申請時に届け出た使用印（社印、代表者印）を押印してください。

ウ 上記 2 (7)の履行実績が確認できる契約書、仕様書、検査合格通知書等の写し

(3) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和 8 年 5 月 2 2 日（金）までに FAX 又は電子メールで行い、同日付け文書により通知する。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請したときに提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札及び開札の日時等

令和 8 年 5 月 2 5 日（月）午後 2 時 0 0 分から

なお、入札時（入札開始前）には入札者確認票を提出してください（入札用封筒に入れずに入札会場へお持ちください。）。代表者本人が参加する場合でも必要となります。

7 入札及び開札の場所

津市役所 5 1 会議室（市本庁舎 5 階）

8 入札保証金

免除

9 入札の無効

津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」という。）第 1 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

10 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上。ただし、規則第 2 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

11 その他の注意事項

- (1) 指定の入札書により、仕様書に基づき入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（入札参加資格審査使用印鑑届出印）、入札金額等を鮮明に表示し、封入し入札を行ってください。入札金額は、履行期間を通じた総合計金額（消費税及び地方消費税額抜き）を記入してください。

また、初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札（原則として 2 回）を行う可能性がありますので、予備の入札書を準備してください。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格内における最低価格入札者とします。

- (3) 最低価格入札者が2者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (4) この入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (5) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (6) その他、入札者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札に臨んでください。

【問い合わせ・送付先】

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市都市計画部交通政策課

電話番号 059-229-3180

FAX 059-229-3336

E-mail 229-3289@city.tsu.lg.jp

津市公告第 6 5 号

津市公共施設照明設備 L E D 化簡易型 E S C O 事業について、別紙のとおり
公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和 8 年 5 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業概要

(1) 事業名

津市公共施設照明設備 L E D 化簡易型 E S C O 事業（A グループ）

津市公共施設照明設備 L E D 化簡易型 E S C O 事業（B グループ）

津市公共施設照明設備 L E D 化簡易型 E S C O 事業（C グループ）

(2) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(3) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

A グループ	9 3 , 4 1 2 , 0 0 0 円
B グループ	9 0 , 6 1 8 , 0 0 0 円
C グループ	9 6 , 6 8 5 , 0 0 0 円

2 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の参加資格条件の全てを満たす事業者とする。

(1) 参加事業者

ア 単独事業者又は複数の事業者によって構成されたコンソーシアムとする。

イ コンソーシアムで参加する場合、応募時に構成する事業者の中から代表事業者を定め、その代表事業者が本プロポーザルに係る申込み及び事業に必要な諸手続きを行うこと。

ウ 本事業の同一グループにおいて、コンソーシアムの構成員となった事業者は、単独で応募することができない。また、他の応募しているコンソーシアムの構成員となることもできない。

エ 参加申込書受付期間終了後、コンソーシアムの構成員の変更及び追加は原則として認めない。

(2) 参加事業者及び各構成員の役割

ア 参加事業者は、下記の役割を全て担うよう構成員を配置し、各構成員はその役割を統括する。なお、単独事業者の場合は、下記の役割を単独で全て担うこと。

(ア) 事業役割

本市との窓口となり、協議及び契約等諸手続きを行い、本事業遂行の全ての責を負う。また、契約内容に関する代表権を持つ。

(イ) 施工役割

施工に関する業務を実施する。

(ウ) その他の役割

(ア)及び(イ)以外の調査、機器調達等に関する業務を実施する。

イ 一の構成員が複数の役割を担うことができる。

ウ 事業役割は、代表事業者となる構成員 1 者のみで担うこと。施工役割及びその他の役割は、1 者又は 2 者以上の複数の構成員で担うことができる。

(3) 参加資格要件

参加事業者（コンソーシアムで参加する場合、全ての構成員とする。）は、下記の要件を全て満たすこと。ただし、下記キの実績要件についてのみ、コンソーシアムの場合は、構成員のうち 1 事業者以上が要件を満たしていれば可とする。

ア 津市契約規則(平成 18 年津市規則第 40 号)第 7 条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けること。

なお、名簿に登載されている場合であっても、以下の書類のうち法人にあっては(オ)及び(キ)、個人にあっては(カ)及び(ク)を提出し確認を受けていること。

(ア) 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(イ) 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

(ウ) 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

(エ) 印鑑（登録）証明書

(オ) 法人にあっては、本社及び委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

(カ) 個人にあっては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

(キ) 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

(ク) 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある

未納税額のない証明書

- イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- ウ 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）による指名停止措置を受けていないこと。
- エ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- オ 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- カ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- キ 官公庁等で発注されたもので、過去１５年間（平成２３年度以降）に完了した公共施設等における以下の(ア)又は(イ)の照明器具のＬＥＤ化に

係る元請実績を有する者。（コンソーシアム（代表事業者に限る。）の場合も含めることとし、共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とする。また、複数年契約の場合、施工（照明器具交換）の全部又は一部において、発注した官公庁等から完了検査を受けたものを含む。）

(7) E S C O方式（E S C O事業者の経費を光熱費の削減分で賄う方式）で発注されたもの

(4) 大規模な照明設備LED化を行う工事、修繕、リース等（1契約において200台以上の照明器具のLED化を行うものに限る。）

※官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。

3 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、以下の日程で行う。

公告	令和8年5月15日（金）
実施要領等の配布	令和8年5月15日（金）から 6月12日（金）正午まで
質問書の受付	令和8年5月15日（金）から 6月4日（木）正午まで
質問の回答期限	令和8年6月8日（月）まで
参加申込書提出期限	令和8年6月12日（金）正午まで
企画提案書提出期限	令和8年6月24日（水）正午まで
企画提案書審査	令和8年6月29日（月）予定
審査結果通知	令和8年6月30日（火）以降速やかに

4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ内の本プロポーザル記事内からダウンロードをすること。

5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

津市公共施設照明設備LED化簡易型E S C O事業プロポーザル方式審査委員会において、企画提案書を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」と

いう。)として選定する。

6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、仕様内容に基づいた見積を徴取し、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価を得た提案者と契約に向けての協議を行うこととする。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

【問合せ先】

津市政策財務部財産管理課

電話 059-229-3125

FAX 059-229-3444

メール 229-3125@city.tsu.lg.jp

津市上下水道事業公告第 12 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 5 月 11 日

津市上下水道事業管理者 渡 邊 公 隆

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年5月11日		工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和8年度水整第12号 道路整備事業に伴う一志町井生地内配水管移設工事				
工事場所	津市 一志町井生		地内		
工事概要	配水管布設工 HPPEφ100mm 184.7m 仕切弁設置工 φ100mm 4箇所 不断水仕切弁設置工 φ100mm 2箇所				
工 期	契約締結日から起算して121日間				
発注業種	土木一式（配水管工事）				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾞﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A1・A2	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年5月14日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年5月20日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) 又は FAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年5月12日		から	令和8年5月25日
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年5月28日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	30,786,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者とは、次の1及び2の講習会等をそれぞれ修了した者をいう。講習会等を修了した者の配置にあたっては、同一人物がそれぞれの講習会等を修了している場合も可とする。 1 公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会(小口径管)又は一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)。 2 配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)(旧団体(「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」、「配水用ポリエチレン管協会」を含む。))の配管施工講習会又は配水用ポリエチレンパイプシステム協会加盟メーカーの配管施工講習会。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年5月11日		工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和8年度水整第9号 道路整備事業（八幡橋架替）に伴う美杉町川上地内配水管移設工事（本設）				
工事場所	津市 美杉町川上 地内				
工事概要	配水管布設工 DIPφ150mm 54.2m 仕切弁設置工 φ150mm～φ50mm 4箇所 舗装本復旧工 27m ²				
工 期	契約締結日から起算して84日間				
発注業種	土木一式（配水管工事）				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【フロック】久居	【地区】美杉	【格付】B・A2・A1	
		【フロック】久居	【地区】一志・白山	【格付】B	
		【フロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)			
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年5月14日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年5月20日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年5月12日		から	令和8年5月25日
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年5月28日 午前9時15分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	9,623,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。 ・ 令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年5月11日	工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和8年度水整第10号 公共下水道事業に伴う鳥居町及び広明町地内配水管移設工事			
工事場所	津市 鳥居町及び広明町 地内			
工事概要	配水管布設工 HPPEφ150mm 1.5m 配水管布設工 HPPEφ100mm 8.6m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 3箇所 仮設管布設工 SUS100A 35.8m 舗装本復旧工 50m2			
工 期	契約締結日から起算して95日間			
発注業種	土木一式（配水管工事）			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（津市発注工事における専任配置）	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年5月14日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること （持参の場合）受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで （FAXの場合）提出期限日の午後5時まで		
	回答日	令和8年5月20日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年5月12日 から 令和8年5月25日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和8年5月28日 午前9時30分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	18,133,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有	積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入札保証金	免除	
前金払	有	部分払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、次の1及び2の講習会等をいう。なお、1及び2の講習会等を修了した者をそれぞれ適正配置しなければならないが、講習会等を修了した者は同一又は別々のいずれでも可とする。 1 公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）又は一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）。 2 配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）（旧団体（「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」、「配水用ポリエチレン管協会」を含む。）の配管施工講習会又は配水用ポリエチレンパイプシステム協会加盟メーカーの配管施工講習会。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年5月11日		工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和8年度水整第11号 公共下水道事業に伴う阿漕町津興及び藤方地内配水管移設工事				
工事場所	津市 阿漕町津興及び藤方 地内				
工事概要	配水管布設工 PPφ50mm 203.2m 仕切弁設置工 φ50mm 4箇所				
工 期	契約締結日から起算して88日間				
発注業種	土木一式（配水管工事）				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（津市発注工事における専任配置）		
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）			
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年5月14日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること （持参の場合）受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで （FAXの場合）提出期限日の午後5時まで			
	回 答 日	令和8年5月20日 津市入札情報公開システムにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年5月12日 から 令和8年5月25日 まで			
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年5月28日 午前9時45分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	13,805,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年5月11日	工 事 担 当 課	水道整備課	
工 事 名	令和8年度水整第8号 公共下水道事業に伴う一身田豊野地内配水管移設工事			
工事場所	津市 一身田豊野 地内			
工事概要	配水管布設工 PPφ50mm 84.6m 仕切弁設置工 φ50mm 2箇所 不断水仕切弁設置工 φ75mm 1箇所			
工 期	契約締結日から起算して137日間			
発注業種	土木一式（配水管工事）			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（津市発注工事における専任配置）	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年5月14日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること （持参の場合）受付時間：開庁日の午前8時45分から午後4時まで （FAXの場合）提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年5月20日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年5月12日 から 令和8年5月25日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和8年5月28日 午前10時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	10,025,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有	積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入札保証金	免除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登録予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年5月11日		工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和８年度下施雨ボ第２－２号 船頭ポンプ場特殊電源設備（蓄電池等）修繕				
工事場所	津市 船頭町津興		地内		
工事概要	特殊電源設備修繕 一式 制御弁式据置鉛蓄電池(長寿命) ２組				
工 期	契約締結日から起算して259日間				
発注業種	電気				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾛｯｸ】	【地区】		【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成28年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり電気工事で発注された蓄電池設備の製作、据付工事又は修繕			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級電気工事施工管理技士又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和5年10月1日～令和6年9月30日)				
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年5月14日	次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間：開庁日の午前8時4.5分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年5月20日	津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎 2 階）又はFAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる			
	入札期間	令和8年5月12日		から	令和8年5月25日
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。			
開札日時及び場所	令和8年5月28日 午後1時00分 津市上下水道庁舎 2 階 入札室				
予定価格	28,943,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	無		積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免 除	
前 金 払	有		部 分 払	無	
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・ 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・ 令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年5月11日	工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和8年度下施公補第2号 津北部第13処理分区公共下水道マンホールポンプ設置工事			
工事場所	津市 鳥居町 地内			
工事概要	マンホールポンプ設置工事 一式 汚水用水中ポンプ 口径65mm 2台			
工 期	契約締結日から起算して220日間			
発注業種	機械器具設置			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成28年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された下水道施設等(ポンプ場、排水機場、処理場)のポンプ(口径50mm以上)の製作又は据付工事		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和5年10月1日～令和6年9月30日)			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年5月14日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合) 受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合) 提出期限日の午後5時まで		
	回 答 日	令和8年5月20日 津市入札情報公開システムにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階)又はFAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる		
	入札期間	令和8年5月12日 から 令和8年5月25日 まで		
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。		
開札日時及び場所	令和8年5月28日 午後1時15分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	16,151,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有	積算内訳書	要	
契約保証金	契約金額の100分の10以上	入札保証金	免除	
前 金 払	有	部 分 払	無	
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別に定める郵便入札の取り扱いについて(令和8年4月以降公告分より)」のとおり郵送してください。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

[illegible]

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和8年5月11日		業 務 担 当 課	水道施設課		
業 務 名	令和8年度水施第1－10号 安濃妙法寺浄水場電気計装設備等更新工事詳細設計業務委託					
業 務 場 所	津市 安濃町妙法寺		地内			
業 務 概 要	浄水場電気設備更新に係る詳細設計業務 1式					
期 間	契約締結日から起算して280日間					
発 注 業 種	土木関係コンサルタント					
参加資格に関する事項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント		部門	上水道及び工業用水道
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店又は市内支店等				
	当該部門における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
		市内支店等	営業収入金額が5千万円以上であること			
	同種業務実績要件	過去10年間(平成28年度以降)に履行が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 浄水場における電気設備及び電気計装設備の新設又は更新の設計業務				
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(津市発注業務における専任配置)			
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者			
その他要件						
設計図書等に関する質問	提出期限	令和8年5月14日 次のとおり、指定の質問書にて提出すること (持参の場合)受付時間:開庁日の午前8時45分から午後4時まで (FAXの場合)提出期限日の午後5時まで				
	回 答 日	令和8年5月20日 津市入札情報公開システムにて回答				
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）又はFAX059-237-5819				
入札方法等	入札方法	津市電子入札システムによる				
	入札期間	令和8年5月12日		から	令和8年5月25日	まで
		ただし、津市電子入札システムの稼働時間中に限る。				
開札日時及び場所	令和8年5月28日 午後1時45分 津市上下水道庁舎2階 入札室					
予定価格	9,470,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有		積算内訳書	要		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		入札保証金	免 除		
前 金 払	有		部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・津市電子入札実施要綱第7条に基づき、承認を受けた者は、郵便で入札書を提出をすることができます。 この場合、別紙「郵便入札の取り扱いについて（令和8年4月以降公告分より）」のとおり郵送してください。 ・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※津市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・本件は、津市公契約条例第6条の2第1項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。 労働環境の確保に係る誓約事項及び令和8年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。 ・令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。					

津市上下水道事業公告第 13 号

建設工事等に係る条件付一般競争入札（総合評価落札方式）を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 8 年 5 月 11 日

津市上下水道事業管理者 渡 邊 公 隆

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和 8 年度水整補第 1 号
博多町ほか 4 町地内配水管布設工事
- (2) 工事場所 津市博多町ほか 4 町地内
- (3) 工事概要 配水管布設工 DIP $\phi 600\text{mm} \sim \phi 75\text{mm}$
539.4m
配水管布設工 PP $\phi 50\text{mm}$ 7.2m
バタフライ弁設置工 $\phi 600\text{mm}$ 2箇所
仕切弁設置工 $\phi 200\text{mm} \sim \phi 50\text{mm}$ 2箇所
消火栓設置工 単口地下式 1箇所
空気弁設置工 $\phi 100\text{mm} \sim \phi 75\text{mm}$ 2箇所
不断水仕切弁設置工 $\phi 100\text{mm} \sim \phi 75\text{mm}$ 2箇所
舗装本復旧工 2,015m²
- (4) 工期 契約締結日から起算して 242 日間
- (5) 予定価格 210,771,000 円（税抜き）

2 入札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 3 条（基本理念）にかんがみ、津市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成 20 年 12 月 22 日施行。以下「総合評価落札方式試行要領」といいます。）に基づき、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とします。

ア 総合評価方式の類型

工事成績重視型（総合評価落札方式試行要領第 3 条第 2 号）

イ 評価項目、評価の内容、評価点

別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり

ウ 総合評価点の算出

加算方式

総合評価点＝価格点（80 点満点）＋価格以外の評価点（20 点満点）
価格点の算出方法は下記のとおりとします。

(ア) 入札価格＞低入札価格調査基準価格の場合

価格点＝80 点×失格基準価格÷〔失格基準価格＋（低入札価格調査基準価格－失格基準価格）／3＋（入札価格－低入札価格調査基準

価格) }

(イ) 入札価格 ≤ 低入札価格調査基準価格の場合

価格点 = 80 点 × 失格基準価格 ÷ { 失格基準価格 + (入札価格 - 失格基準価格) / 3 }

エ 評価方法及び落札者決定方法

入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価点を算出します。総合評価点が最も高い者を落札者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は電子くじにより決定するものとします。ただし、総合評価点が最も高い者が行った入札金額が、低入札価格調査基準価格を下回った場合は、落札者の決定を保留し、(2) 低入札価格調査を実施するものとします。

(2) 低入札価格調査

本工事は津市低入札価格調査試行要領（平成20年12月22日施行。以下「低入札価格調査試行要領」といいます。）で規定する低入札価格調査の対象工事とします。

上記2(1)エただし書きに基づき落札者の決定を保留した場合、総合評価点が最も高い者を最低価格入札者とし、その者について低入札価格調査試行要領に規定する低入札価格調査を実施します。

なお、予め最低価格入札者が低入札価格調査辞退届を提出した場合は低入札価格調査を実施せず、最低価格入札者の入札は辞退となり落札者とはなりません。

低入札価格調査基準価格は、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第12条第1項に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とし、低入札価格調査は、低入札価格調査試行要領第7条第2項及び第3項に基づき、低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力することとします。

なお、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には落札者とせず、次順位者を落札者とします。この場合において、次順位者が低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者であった場合には、当該次順位者を最低価格入札者として改めて低入札価格調査を行うものとします。

また、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、下記の事項を

適用します。

ア 土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する技術者を専任で1名追加して工事現場に配置すること。

イ 契約保証金を契約金額の100分の30以上の額とすること。

ウ 前払金を契約金額の100分の20以内の額とすること。

(3) 重点調査基準価格

低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

(4) 失格基準価格

失格基準価格は下記の表に掲げる算出方法により算出した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、失格基準価格未満の金額の入札は失格とします。

区分	算定方法
土木工事等	直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.85＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.45

(5) 積算内訳書の判断基準

低入札価格調査試行要領第7条第2項に規定する積算内訳書の判断基準は、入札時に提出された積算内訳書において、下記の表に掲げる全ての費目について、それぞれ発注者の設計金額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以上であることとします。

区分	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
土木工事等	95%	85%	80%	45%

3 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者としします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。

- 以下「要領」といいます。) 第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
 - (5) 現行の津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者で、令和8～11年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。
 - (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者
 - (7) 本市の区域内に本店を有する者
 - (8) 令和7年度における土木一式（配水管工事）に係る格付区分がA1の者
 - (9) 本件工事に、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項第2号に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
 - (10) 元請けとして、上下水道事業局が指定する次のア及びイの講習会等を修了した者を適正配置できること。（ア及びイの講習会等を修了した者は同

一又は別々のいずれでも可とする。)

ア 公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（大口径管）又は一般社団法人日本ダクトイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径 500 mm 以上）

イ 公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）又は一般社団法人日本ダクトイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径 450 mm 以下）

- (11) 上記(9)及び(10)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続 3 か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

4 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和 8 年 5 月 11 日（月）から同年 5 月 22 日（金）まで

- (2) 配付場所

ア 津市入札情報公開システムからダウンロード（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）

イ 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当（配付期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前 8 時 45 分から午後 4 時まで）

5 入札参加申込書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に電子入札で参加を希望する者は、入札参加申込書等を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間

令和 8 年 5 月 11 日（月）午前 8 時 45 分から同年 5 月 22 日（金）まで（電子入札システム稼働時間中に限りますが、提出期間初日は午前 8 時 45 分から、提出期間最終日は午後 4 時までとします。）

イ 提出場所

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

ウ 提出方法

必ず津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）を電子入札システムで提出してください。

なお、その他の提出書類も電子入札システムで提出することができますが、ファイル容量が 3 MB を超過する場合は、津市条件付一般競争入

札参加申込書（表紙）を電子入札システムで提出し、その他提出書類は窓口を持参してください。ただし、津市電子入札実施要綱第7条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、上記アの期間に全ての提出書類を持参により提出することができます。

(2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書（表紙）
- イ 土木工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
- オ 耐震継手講習会等（口径500mm以上）修了証等の写し
- カ 耐震継手講習会等（口径450mm以下）修了証等の写し
- キ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- ク 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
- ケ 施工計画工程表（事前審査用）
- コ 宣誓書

(3) 入札参加資格審査結果

令和8年6月1日（月）までに入札参加資格審査結果を通知します。

6 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧期間

令和8年5月11日（月）から令和8年6月23日（火）まで

(2) 閲覧場所

- ア 津市入札情報公開システム（津市入札情報公開システムの稼働時間中に限ります。）
- イ 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当（閲覧期間は、上記(1)の期間（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時45分から午後4時まで）

7 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付

令和8年5月14日（木）正午までに指定の質問書によりFAX又は

持参により津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎 2 階）に提出してください。

なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法

令和 8 年 5 月 1 9 日（火）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付

令和 8 年 5 月 2 1 日（木）正午までに指定の質問書により F A X 又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎 2 階）に提出してください。

なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和 8 年 6 月 1 日（月）までに津市入札情報公開システムに掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

8 入札方法及び入札期間

入札方法は、電子入札システムを利用し、次の入札期間中に入札価格その他の所定の情報を入力し、積算内訳書（指定様式に限ります。）を電子入札システムにて提出してください。

入札期間 令和 8 年 6 月 2 日（火）から令和 8 年 6 月 1 2 日（金）まで
（電子入札システムの稼働時間中に限ります。）

ただし、津市電子入札実施要綱第 7 条に基づき、郵便入札の承認を受けた者は、別に定める「郵便入札の取り扱いについて（令和 8 年 4 月以降公告分より）」のとおり、入札書及び積算内訳書を郵送してください。

9 評価項目算定資料の提出

(1) 提出期間 資格審査結果通知書受領の日から令和 8 年 6 月 1 2 日（金）午後 4 時まで

(2) 提出先 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎 2 階）

(3) 提出方法 持参に限ります。

(4) 提出書類 提出書類の詳細については、総合評価落札方式評価項目一覧及び各様式に記載の事項を確認すること。

ア 【第1号様式】評価項目算定資料届出書

イ 【第5号様式】施工実績評価資料

ウ 同種・同規模工事の元請実績について確認できる書類（コリンズ登録等の写し）

エ 社会貢献に関する資料（障がい者雇用状況報告書等の写し及び労働安全衛生マネジメント認証等の写し）

オ 【別紙様式】市内本店業者施工率評価資料

カ 【別紙様式】手持ち工事量評価資料

キ 手持ち工事に係るコリンズ登録の写し及び経営規模等評価結果通知書の写し

ク 【第6号様式】配置予定技術者評価資料

ケ 配置予定技術者に係る同種・同規模工事の実績について確認できる書類（コリンズ登録等の写し）

コ 配置予定技術者の保有する資格証（監理技術者資格者証）の写し

サ 建設系CPD協議会加盟団体（建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む）が発行した学習履歴証明書等の写し

シ 【別紙様式】建設キャリアアップシステム評価資料

ス 事業者IDの写し等

10 価格以外の評価点の公表（審査結果）

令和8年6月17日（水）に津市入札情報公開システムにおいて公表します。

なお、自らの審査結果について、書面により令和8年6月19日（金）までに照会することができます。照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとします。

11 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年6月23日（火）午前9時00分から

(2) 場所 津市上下水道庁舎2階入札室

12 入札保証金

入札保証金は免除します。

13 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の１００分の１０以上（低入札価格調査対象者と契約する場合には契約金額の１００分の３０以上）の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第２７条第１項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第２８条第１項第１号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第２号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

14 開札の立会い

入札をした者のうち開札の立会いを希望する者は、当該開札に立ち会うことができます。

15 入札の無効

無効の入札は、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの事項に該当する場合とします。

(1) 共通の無効

- ア 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- イ 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- ウ 申請書類等に不備があるとき。
- エ 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- オ 入札者が同一事項の入札に対し２以上の入札をしたとき。
- カ 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- キ 著しく信義に反する行為をしたとき。
- ク 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- ケ 入札金額を訂正しているとき。
- コ 入札金額と積算内訳書の金額が異なるとき。
- サ 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

(2) 電子入札の無効

- ア 入札書に指定された事項が入力されていない入札、不要な項目が入力されている入札又は入力された内容が不明確な入札
- イ 電子入札システムにより積算内訳書が提出されていない入札
- ウ 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
- エ 電子証明書の不正な使用があった入札

(3) 郵便入札の無効

- ア 郵便入札を承認されていない者が行った郵便入札
- イ 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- ウ 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- エ 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- オ 入札書の記載事項が確認できないとき。
- カ 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- キ 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- ク 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- ケ 積算内訳書が同封されていないとき。
- コ 封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- サ 封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。

16 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

17 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

18 その他の注意事項

- (1) 前金払 有
- (2) 部分払 無
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムで入札書に入力してください。

- (4) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (5) 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断したときは、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は郵便入札に変更することがあります。
- (6) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- (7) 入札の中止等に至った場合において、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (10) 本件工事は津市公契約条例（平成２９年津市条例第２２号）第６条の２第１項に規定する労働報酬下限額の適用案件です。
労働環境の確保に係る誓約事項及び令和８年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。
- (11) 本件は土日完全週休２日制工事（発注者指定型）試行案件です。

担当課（問い合わせ先）

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 ０５９－２３７－５８０３

FAX ０５９－２３７－５８１９

津市選挙管理委員会告示第60号

津市選挙投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月1日

津市選挙管理委員会
委員長 永 戸 吉 朋

津市選挙投票区の一部を改正する告示

津市選挙投票区（平成18年津市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

表津の部第18投票区の項中「、メゾン大谷」を削り、同部第20投票区の項中「むつみヶ丘」を「むつみが丘」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 改正後の津市選挙投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙について適用する。